

MZプラットフォーム研究会 趣旨説明

(独)産業技術総合研究所 ものづくり先端技術研究センター http://unit.aist.go.jp/digital-mfg/

MZプラットフォーム研究会 運営委員会 http://unit.aist.go.jp/digital-mfg/mzpf/mz_top.html 松木則夫



目次

- 産総研コンソーシアムとは
- MZプラットフォームとは
- MZプラットフォーム研究会
- MZプラットフォームを利用したビジネス



産総研コンソーシアムとは

- 産総研が会費(負担金)を徴収しながら運営する、
 - 産学官連携の支援、
 - 成果の利用の促進、
 - 情報の収集及び提供等 のための研究会等をコンソーシアムと呼ぶ (産総研の産学官連携部門が担当)
- ものづくり先端技術研究センターなどの、研究ユニットとは独立した運営。 このため、時限組織である研究センター終了後にも継続できる
- 現在13のコンソーシアムが運営中 (4つのコンソーシアムが廃止)
- 産総研は、特定公益法人のため、税制上の優遇措置がある
 - 寄付者が法人の場合は、「損金」に算入できる
 - 寄付者が個人の場合は、「寄付金控除」の取扱いができる



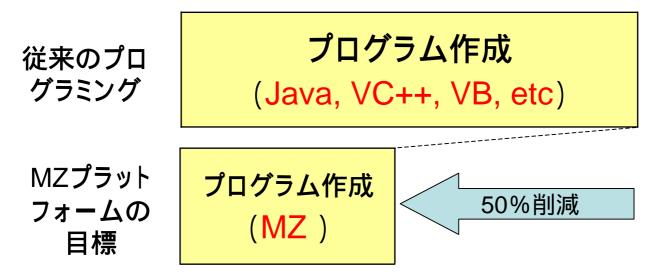
産総研のコンソーシアム

- サイバーアシストコンソーシアム
- 新飛行船システム研究会
- AIST関西センター懇話会
- グリッド協議会
- システム設計検証技術研究会
- バイオメディカルコンソーシアム
- 光技術コンソーシアム
- 陽電子ビーム利用材料評価コンソーシアム
- デジタルヒューマン技術協議会
- 活性化石炭応用技術研究会
- 陶&〈らしのデザインコンソーシアム
- MZプラットフォーム研究会
- 車車間通信技術応用コンソーシアム



MZプラットフォームとは

- 中小企業庁・NEDO委託事業、「ものづくり・IT融合技術に関する研究開発」の成果
- 我が国の中小製造業の「ものづくり力向上」を目的として研究開発された ソフトウェア開発ツール



外国為替及び外国貿易法(外為法)の規制対象ソフトウェア (ビット長1024の公開キーによる暗号化を使用しているため)



MZプラットフォーム研究会

- MZプラットフォーム研究会(以下、研究会)は、平成16年11月2日付けで 設立された産総研コンソーシアム
- 研究会の設置趣旨は、

MZプラットフォーム(以下、「本ソフトウェア」)に関するシンポジウムの開催等を行なうことにより、本ソフトウェアの普及及び利用促進を行なうこと

- MZプラットフォーム研究会の会員数(6月27日現在)139 (個人会員 30 法人会員 109)
- MZプラットフォーム研究会の会長:森和男、委員:松木、澤田 (運営委員会)



MZプラットフォーム研究会の細則抜粋

• 日本国内の居住者(国内登記の法人あるいは6ヶ月以上の滞在者)は、年 会費1000円で会員になることができる。会員の有効期間は、入会した日か ら当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月までに会 員からの申し出がない限り自動的に継続するものとする。

[会員の権利]

会員は、無料でMZプラットフォームを利用することができる

[会員の義務]

- 本ソフトウェアの普及に努める
- 本ソフトウェアに係るアンケート調査等の調査活動に協力する
- 本ソフトウェアを利用する事業所名、住所、設置数、管理責任者を報告する
- 第三者に対し本ソフトウェアの利用を認めてはならない
- 本ソフトウェアの逆アセンブル、改変、複写等の行為をしてはならない

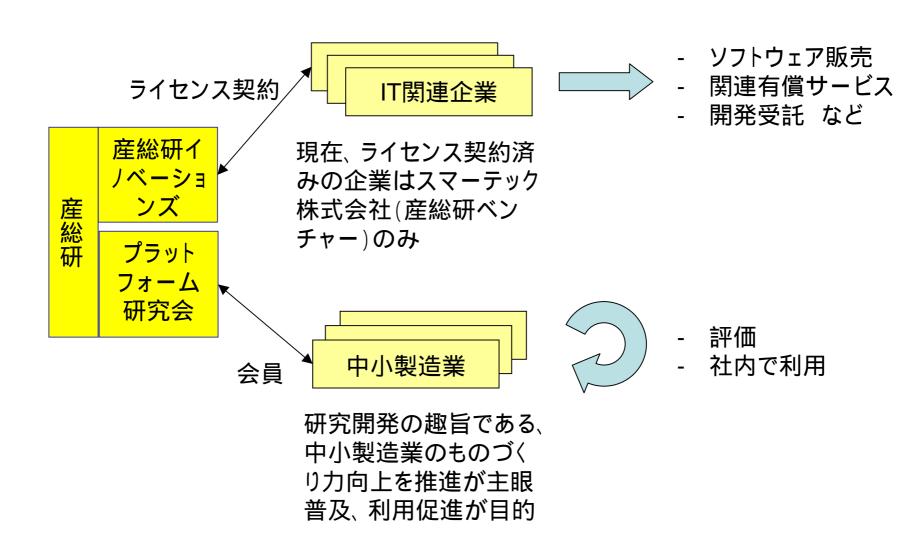


MZプラットフォームを利用したビジネス

- 所謂バイドール法によりMZプラットフォームは産総研の知財
- MZプラットフォームを前提としたソフトウェア開発、技術指導等のサービスすべてが知財権の対象
- 産総研の知財を利用する場合には、産総研の技術移転機関(TLO)である、産総研イノベーションズ(http://unit.aist.go.jp/intelprop/tlo/index.htm)
 との契約が必要。
- 実際には、「有償」のものが契約対象になっている
- TLOとの契約は個別で内容は明らかにされない



MZプラットフォームの利用形態



M

プラットフォーム研究会運営細則

16 平成16

細則第17

山口

牟

=

Ш

2

Ш

Ĥш ランパーシストルがあるようである。 Ú シャ に定め '厶設置規則 J હ 7 V 4 3 ム研究会の運営等に必要な事項に 規則第 13 4 に基づいて設置す 94 Š M

第も下 Š _ 本金」 (III 55) <u>^</u> 独立行政法人産業技術総合)先端技術? という。) 研究セ 49 Ŵ Ţī 研究所(以下「研究所」という NZ プラットフォーム研究会(Œ

第2条 本会は、研究所が平成13年11月28日付け契約締結した独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の委託事業「事業内容:ものづくり・IT融合技術に関する研究開発」の研究項目に規定された「設計・製造アプリケーションのためのブラットフォームの研究開発」に基づく当該委託研究成果のうち、特に、コンポーネントの組合せによるソフトウェア開発環境である MZ ブラットフォーム(以下「本ソフトウェア」という。)に関するシンポジウムの開催等を行なうことにより、本ソフトウェアの普及及び利用促進を行なうことを目的とする。

第3 各号に 西世 Š 事業を推進す ું જ

- 第 4 条に定める会員(以下し ・ウェアに係るアンケート調 ・ウェアに係るアンケート調 調査及び利用実態調査 「会員」という に対す る本ソ V
- ウェアに係るアンケート調査及 ソフトウェアに係る講習会、シ フトウェアの普及及び利用促進 ツソポジウムの開催等によ <u>ኞ</u>
- 第外と 第4条 きは、 替及び外国貿易法 法人会員 第6 :員 法人又は団体。ただし、法当該法人及び団体の事業所毎に 外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 条第1項第5号に定める居住者に 法人又は団体。 る会員に より構成す 法人又は団体が希望する fiに会員登録することがで 228 いる。「 8 t ただし以下 17. 、会員は 「外為法 OH IV

員の権利と

継 6 会員は、 次の各号に掲げる権利を有す

- 申請により、本ソフドを除く。)及び! 申請により、本ソフトウェアの実行形式(ただし、 ドを除く。)及びドキュメント(電子形式による。 無償で受けることができる。 会員は、本ソフトウェアについて第8条に定める本会運会(以下「運営委員会」という。)が別途定める様式に りる本会運営委員 りる様式に基づ ノースコ 44 ^ m
- ウェアに関する情報を、本会が運営、管理すホームページから提供を受けることができる会員は、本ソフトウェアを会員自身が利用する役員又は従業員等(以下「従業員等」 会員は、運営委員会からの報告等及び本会が発信 ウェアに関する情報を、本会が運営、管理するイ ò -るほか、 という。 V 4 - 名本ン・ターネ $\overline{}$ Ш ពីក に利用に用用 ن ب **ナ** ナ
- 会員は、2 会員は、 に条 ø Ĭ v 4 7 調査、
- -11

んポッシュ

Ļ

凲

AIST

会員は、本会が実施する本ソフトウェアに係利用実態調査等の調査活動に協力する。 ・会員は、MZブラットフォームに係る講演会、示会等を利用して、本ソフトウェアへ**・会員は、本ソフトウェアへ**・ 様式に従い報告す ディントウェアの普及に努める エアを利用する事業にな ò 月する事業所名、住所、)、管理責任者等を、 ただし、会員のうち、 住所、 Š 本会が別途 法人会員は 設置数(本

- В これらの報告は事業所毎に行うものとし、 毎に任命する。 前号の報告内容に変更があった場合には、速やかに本会に書面 管理責任者も事業所
- により連絡する。 会員は、第三者に より連絡す 対し本ソフトウェア の利用
- を認めてはなら 4
- ⊀ 7 J Ä の強ア センブル、 改变、 複写等の行為
- 会員は、本ソフ をしてはならな 会員は、本ソフ 非居住者へ提供 これに基づく安 提供し又は利用させよ く安全保障輸出関連法 Ĥ を外為法第6 う合 ときずる 条第 「る場合は、 **!**守する。 _ 項第6) 号に定め 、外為法及(

88

(本会役員の構成等) 本会に、役員と 数の 雪

୬

٦

- ш 会長 研究所ものづくり先端技術研究 員から、当該研究センター長が指名し 4 ż 끸
- 数量 会長が指名した者
- 本会の会務を総理す

会長は、 委員は、 会長を補佐す

- 第8 (運営委員会) WK 本会に運営委員会を 設置す 94
- 9-6 構成し、 本会の円滑な運営に
- ω 運営委員 運営委員会は、会長及び委員に 必要な事項を決定する。 会の開催は、 会長が必要 ۴ 認め ø **^** きに適宜これを行な
- 運営委員会は、 404 ٠ ا ا 決定事項及び報告事項を電子メ ル又は郵便若し
- くはそれらに準じる方法を用いて 運営委員会事務局を研究所ものづ 速く (やかに会員に通知すり先端技術研究セン) W ₽

(会計年度)

本会の会計年度は、 する。 毎年4 月 _ Ш から翌年の3 Я ω

_

Ш

褦 ဖ

(運営費) 10条 本会の運営費と

前項の会費の額は一

100 Ċ

e E

 \sim

4

Ø

会員の会費

14

茁

第11条 あると認める場合は、当該改良、保守等 グヘリ先端技術研究センター長に報告す フトウェ 会長は、 の改良及び保守等) 本ソフトウェアに改良、 保守等の必要性に ŝ 保守等の作業が必要で 要性について研究所もの

(秘密情報及び知的財産権の取り扱い)

第12条 本事業に関連し、会員において開示され 本ソフトウェアを除き、秘密として取扱う義務を1 会員は提供された情報を自己の事業活動に使用し、 とができる。 (設置期間) 開示されるすべての情 う義務を負わないもの 他者に開示す の情報は、 のとし、 Ø ۳,

員会に 第13条 おいて 本会の設置機関は原則と 事業継続が議決された場合、 ë 4 1年間延長 丰 ~ 4 ø ただし、 とれる。 運営委

14条 本会の解散は、 運営委員会の議決に基づ UH. 会長がこ れを

- 2 前項の規定に基づ知を、運営委員会から知を、運営委員会から法を用いて速やかに会る 本会を解散した場項の規定に関わらずる 魅づき本会の解情 いら電子メールス い会員に通知する に場合、会員は、 『本会を退会した 会員は、明会した 会の解散が決定され ベール又は郵便若し Š 前のもの の通知 C れた場合、当該解散 しくはそれらに準じ 中中 di J 嘂 O なの通じる方
- 開示し 第15条 (免責) s J)提供、 OH-
- を負わない。 生じた場合に 切の責任を負わず 前条の規定に 条 本会及び研究所は、会員に対し、本ソフトウェアの た情報に瑕疵があった場合において、瑕疵担保責任等に [任を負わず、また、明示又は黙示の保証を行わない。 [条の規定に基づく本会の解散により、会員その他の者に [条の規定に基づく本会の解散により、会員その他の者に 損害が ġ 責任

裁判所

(合意管轄)

第16条 ۴ *金に 関す る紛争は、 東京地方裁判所を第一 審の合意管轄

ら番 則は、 平成 1 o _ 囲 12 Ш から 施行す